

仕様書（案）

1 業務名

令和4年度学生イノベーションチャレンジ推進プロジェクトコーディネート業務委託

2 業務目的

岡山市では、若者ならではの柔軟なアイデアの提案・実践による地域課題の解決や、大学等で学んだスキルを活用して小規模ビジネスの実現を図り、地域づくりの次代を担う人材が地域に定着し、活躍するまちづくりを進めるため「学生イノベーションチャレンジ推進プロジェクト」を実施している。

本委託では、この事業に参加する学生グループに対して、必要な相談支援等を実施するものとする。

3 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）

4 事業（学生イノベーションチャレンジ推進プロジェクト）の概要

（1）趣旨

国勢調査における生産年齢人口数（15歳から64歳人口数）と年少人口数（0歳から14歳人口数）について、平成12年度から令和2年度の間で、生産年齢人口数は456千人から425千人に、年少人口数は103千人から93千人に減少している。一方で、老年人口数（65歳以上の人口数）は、平成12年度から令和2年度の間で、115千人から186千人に増加している。さらに、大学等への進学から卒業、就職の時期に当たる18歳と22歳で純移動（転入者数－転出者数）が転入超過となっているが、その後40代前半までは転出超過の年齢が比較的多くなっている。総務省の住民基本台帳人口移動報告2021年結果によると、コロナ禍で東京の転入超過者数は前年に比べて減少しているものの、未だ若者の東京圏への転入超過は続いており、地域から若者の流出が課題となっている。

本事業では、岡山市内の大学、短期大学、専門学校並びに岡山市と連携協定を締結している市外の大学の学生を対象として、以下の2部門で参加者を募り、学生が岡山市から補助金を受けてソーシャルビジネスやスモールビジネスのテーマに沿った活動を実施していく中で、地域づくりの次代を担う人材が地域に定着し、活躍するまちづくりを推進する。

（2）学生グループ

- ① 「学生ソログループ部門」（単一大学等の学生で構成するグループ）

「学生イノベーションチャレンジ推進事業補助金交付要綱」等により選定された学生グループ（15組程度を想定）

② 「学生ジョイントグループ部門」（複数大学等の学生で構成するグループ）

参加申込があった学生について、グループワーク等を通じて、グループ組成と具体的な活動テーマを決定した後、「学生イノベーションチャレンジ推進事業補助金交付要綱」等により選定された学生グループ（8組程度を想定）

(3) 活動スケジュール

学生イノベーションチャレンジ推進事業スケジュール（別紙1）を参照

5 委託業務の内容

(1) 本業務の実施内容とそれに基づいた実施計画の作成

本業務の趣旨を理解し、その目的達成に最も効果的な実施内容と、それに基づいた具体的な実施計画を提出すること。

実施にあたっては、適宜オンラインの活用を可能とする。ただし、下記の(★)については、原則オンラインの活用を不可とする。

オンラインを活用する場合は、オンラインの参加人数に応じたライセンスを準備すること。

(2) 「学生ジョイントグループ部門」に係る支援

① 学生が取り組む活動テーマについて、社会課題解決に向けたビジネス（ソーシャルビジネスチャレンジ）と小規模ビジネス（スモールビジネスチャレンジ）の2部門の活動テーマを、それぞれ3案程度作成すること。

② 岡山市が行う学生の募集にあたり、事業の周知や学生に参加を呼びかけるなどの支援を行うこと。

③ (★)学生の募集期間が終了した後、学生との面談等により、学生の意向を尊重した上でグループ組成を行い、各グループの活動テーマを決定すること。

④ 学生が学生イノベーションチャレンジ推進事業補助金の交付申請をするにあたり、必要な支援を行うこと。

⑤ 学生が事業の趣旨を理解し、事業を円滑に進められるように、受託者は座学を実施すること。座学は「事業計画書を作成する上での注意点」、「NPOや地元企業等による地域課題への取組や、起業経験者による起業ノウハウのセミナー」等の学生の活動に必要な内容とし、実施回数は3回程度とする。座学の時期、内容については、事前に岡山市と十分協議すること。

⑥ 学生が中間報告会や活動報告会に参加するにあたり、プレゼン資料作成等の支援を行うこと。

⑦ 学生が実施結果報告書の作成や活動経費の精算をするにあたり、必要な支援を行うこと。

- ⑧ その他、学生が活動を行う上で必要な支援（活動の進捗管理、活動の指揮監督、活動の課題管理、補助金や活動経費の管理、岡山市への報告等）を行うこと。
- (3) 「学生ソログループ部門」に係る支援
- 受託者は学生の相談に応じ、学生が活動する上で、個別具体的な課題を解決できるように、必要な支援を行うこと。
- なお、支援を実施した場合は、支援の内容を記載した報告書（任意様式）を岡山市に提出すること。
- (4) その他
- ① (★)参加学生全員を対象として行うキックオフ会（8月上旬開催予定）、中間報告会（11月開催予定）、活動報告会（2月開催予定）について、当日の運営・進行を行うこと。ただし、各々の実施する内容について、事前に岡山市と十分協議すること。
- ② 学生の地元定着の推進を図るため、学生がNPOや地元企業等と連携できるようなマッチング支援、学生以外の創業に対して意欲がある人等との交流の場の設定等を実施すること。
- (5) 岡山連携中枢都市圏の課題への取組
- 学生が、岡山市以外の岡山連携中枢都市圏の市町が例示した課題に取り組む場合、現地視察や課題解決に向けた助言等の支援を行うこと。
- (6) 新型コロナウイルス感染症に関する留意事項
- ① 感染状況や参加大学等のガイドラインなどを勘案し、岡山市がオンライン不可としている項目(★)についても、岡山市がオンラインで実施するように指示した場合、受託者は岡山市の指示に従って対応すること。
- ② 事業を通じて、受託者は必要な感染症予防対策を講じること。

6 定例会議

- (1) 業務開始時
- ・契約締結後速やかに、仕様内容、作業スケジュール等の確認、協議を行うための業務開始時会議を開催すること。
- (2) 事業開始後（月1回程度）
- ・本業務を適正かつ円滑に実施するため、定例会議を開催し、進捗確認等を行う。
 - ・原則、会場は岡山市役所庁舎内とする。
 - ・受託者は会議終了後、速やかに打合せ記録を作成・提出すること。

7 成果品（委託業務報告書）

- (1) 内容
- ・本業務に関する実績、効果、検証を盛り込むこと。

(2) 提出方法

① 冊子 1部

・報告書の冊子は日本産業規格A4判で簡易製本、画像・図面等は適宜カラー印刷とする。

② 報告書及びメディア記事・映像の電子データを記録したCD-R 1式

・報告書の電子データは、MSワード等で作成した文書ファイルで委託者が再利用できるもの及びPDFファイルとすること。

・電子媒体によるデータ納品については、すべてウィルスチェック対策ソフトにより検査したうえで、納品すること。納品物が納品時点でウィルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、すべて受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

(3) 提出期限

令和5年3月31日(金)

8 費用負担

本業務に必要な経費は、委託契約額として受託者に支払うものの他は、本仕様書に記載のないものであっても、原則として受託者が負担する。

ただし、上記の(★)の実施にかかる会場使用料については、岡山市が負担する。

9 プロジェクト管理

(1) 受託者は、委託者の視点に立って、本業務が効率的かつ適正に実施されるように、また、本業務の目的や委託者の要求するサービス水準を達成できるように、すべての工程におけるプロジェクト管理(各作業の進捗状況の把握、委託者が見落としがちな要件の指摘、課題・問題点の早期発見と解決策の検討、委託者への迅速な状況報告等)を徹底すること。

(2) プロジェクト管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つのみならず適切な課題解決策、方法論等を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実にプロジェクト推進できる能力を有すること。また、プロジェクトの要員の作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど課題・問題等が発生した場合は、早急に原因を調査し、要員の追加や担当者の変更等、体制の見直しを含むリカバリプランを提示し、委託者の承認を得た上で、これを実施すること。

10 その他

(1) 受託者は、業務の実施に当たり、岡山市契約規則、岡山市個人情報保護条例その他関係法令・条例等を遵守しなければならない。

(2) 秘密の保持

- ① 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、又は委託者の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。
 - ② 受託者は、業務の遂行にあたり岡山市個人情報保護条例を遵守し、取得した個人情報の取扱いに最大限の注意を払うこと。
 - ③ 受託者は、本業務委託を実施する上で知り得た個人情報については、岡山市個人情報保護条例に基づく、「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結し、適切な管理を行うこと。
- (3) 知的財産権等
- ① 受託者は、委託の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。）を、当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
 - ② 受託者は、委託の目的物が著作物に該当する場合において、委託者並びに委託者より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。
 - ③ 受託者は、成果品に第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、キャラクター、音楽等）を使用する場合には、受託者の負担により委託者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講ずるものとする。受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
 - ④ 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (4) 本業務を再委託する場合は、事前に再委託範囲及び再委託先を委託者に提示し、その承認を得ること。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- (5) 本事業実施中、トラブルが発生した場合には、必要な処置を講じるとともに、直ちに委託者に報告しなければならない。また、対応を行った場合は、処置後に報告書を提出すること。
- (6) 本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、委託者の責に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決す

るものとし、委託者は一切の責任を負わない。

- (7) 本業務を適正かつ円滑に実施する為、受託者は各々の業務について委託者と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ委託者の指示に従い、業務を遂行すること。
- (8) 委託者において必要と認めるときは、作業の変更又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は変更後の条件を両者の協議により定めるものとする。変更・中止により受託者に損害が生じたときは、委託者はこれを賠償する。